

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、中小事業主として建設業を営み、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日、建設工事の打ち合わせを終えて貨物自動車で移動中、交差点で右折待ちをしていたところ、後続車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、A整形外科に受診し、「頸部捻挫、右肩両膝挫傷、頸椎捻挫、右足関節捻挫、左膝内症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害において検討すべきものは、請求人の自訴や本件に係る医師の見解から、せき柱の運動障害、神経症状（後頭部から頸・両肩にかけての全体的な鈍痛）及び耳鳴りであると認められるので、以下検討する。

#### ア せき柱の運動障害

請求人は、頸椎及び胸腰椎のせき椎圧迫骨折はしておらず、また、同部位にせき椎固定術も行われていないことが認められ、さらに、項背腰部軟部組織に明らかな器質的变化が認められるとの所見もないことから、「せき柱の運動障害」の認定要件のいずれにも該当しない。したがって、「せき柱に運動障害を残すもの」とは認められないと判断する。

なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、頸椎の拘縮について、本件災害から2年経過しての機能異常は次第に組織の萎縮、癒着などにより器質の変化へと進んでいることから、器質的变化がある旨主張しているが、頸椎の拘縮が項背腰部軟部組織の器質的变化に当たらないことはいうまでもなく、主張は認められない。

#### イ 神経症状（後頭部から頸・両肩にかけての全体的な鈍痛）

B医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定事項回答において、後頭部から頸・

両肩にかけての全体的な鈍痛の医学的原因は拘縮のためであり、神経症状としては、第14級の9「局部に神経症状を残すもの」程度であるとの意見を述べており、当審査会としては、本件災害の状況、請求人の症状の推移等に鑑み、B医師の所見は妥当であると判断する。

また、請求人が訴えている手関節から手指のしびれについて、請求代理人は、右手小指側のしびれと握力低下については、MRI画像の横断面の10番目の画像には、請求人のC6～C7領域に圧迫があることが見受けられることから、器質的な変化により生じたとみるべきであるから評価すべきと主張するが、決定書理由に説示するとおり、その器質的な変化は、「神経根孔が年齢的な変性により狭窄したため、神経根が圧迫された結果、神経症状が生じている。」とのB医師の所見に鑑み、本件災害との因果関係は認められないと判断する。

#### ウ 耳鳴り

C耳鼻咽喉科D医師による左耳の3回の耳鳴りの検査結果によれば、第1回目（平成○年○月○日）が4000Hz、第2回目（平成○年○月○日）が8000Hz、第3回目（同月○日）が8000Hzとなっており、3回の検査数値に大きなばらつきがない。また、EクリニックのF医師の「左耳鳴り（キーン）があり、末梢循環改善薬の投与を行い若干軽減した。聴力検査で、右耳20.0db（正常）、左耳42.5dbの軽度感音難聴を認めた。耳鳴りは事故により発生しており、交通事故と因果関係があると思われる。」との所見からも、請求人には医学的にみて難聴に伴う耳鳴りが存在すると評価できることから、請求人に残存する耳鳴りは、準用第12級に該当すると判断する。

(2) 以上のことから、請求人に残存する障害等級に該当する障害は、神経症状（第14級の9）と耳鳴り（準用第12級）であると認められ、その障害等級は、併合第12級である。

(3) なお、請求人の主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は

ない。

よって主文のとおり裁決する。